

福岡地区水道企業団総合評価方式による請負契約にかかる 低入札価格調査要領（試行）

（趣旨）

- 第1条 この要領は、総合評価方式による請負契約の競争入札に関し、地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるかどうかの調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う場合において必要な事項を定めるものとする。
- 2 調査票が「別紙 低入札価格調査資料に係る入札無効要件」に該当する場合は、その者の入札を無効とする。
- 3 虚偽の書類を提出したと認められた場合は、福岡地区水道企業団指名停止等措置要領別表第1に規定する虚偽記載として指名停止措置を講ずることがある。

（対象工事）

- 第2条 この要領の対象となる工事は、福岡地区水道企業団が発注する総合評価方式による一般競争入札の適用を受ける建設工事とする。

（調査基準価格の設定及び算出）

- 第3条 調査を行う基準は次に定めるところとする。
- 低入札価格調査を行うのは、入札価格が次に掲げる額（以下「基準価格」という。）に満たない場合とする。
- ア 当該請負契約に係る積算項目の内、直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%及び一般管理費の68%の総額（この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。）を1.10倍した額。ただし、この額が当該請負契約に係る設計金額の75%を下回る場合においては、設計金額の75%相当額（この場合において、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、また、当該設計金額の92%を上回る場合においては、設計金額の92%相当額（この場合において、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とする。
- 2 契約担当者は、仕様書、設計書等により調査基準価格を決定し、予定価格調書に「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「調査基準比較価格〇〇円」と記載するものとする。

（入札参加者への周知）

- 第4条 契約担当者は、入札説明書等において次の事項を明記し入札参加者に周知するものとする。
- 一 調査基準価格が設定されていること。
- 二 調査基準比較価格を下回った価格で入札を行った者（以下「低入札価格入札者」という。）は、評価値が最も高い者（以下「最高評価値者」という。）であっても必ずしも落

札者とはならないこと。

三 低入札価格入札者は、事後の調査に協力すべきこと。(第6条第1項に該当する場合を除く。)

(開札の執行)

第5条 開札の結果、調査基準比較価格を下回った価格で入札が行われた場合、低入札価格入札者が最高評価値者となるときは、落札者決定を保留し、地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により落札者は調査後に決定し、低入札価格入札者でない者が最高評価値者になるときは、低入札価格入札者への第7条以下の調査は実施せず、最高評価値者を落札者として決定する旨を告げて開札を終了するものとする。

(数値的判断による失格基準)

第6条 前条第1項において、調査基準比較価格に100分の99を乗じて得た額を下回った価格で入札を行った者は、第7条以下の調査を行わずに失格とする。

2 前項の額について、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

(調査の実施)

第7条 契約担当者は、低入札価格入札者に対し、契約内容に適合した履行ができるかどうかを確認するため、別添「低入札価格調査資料作成要領」に示す「低入札価格調査票(様式14)」を低入札価格入札者に対し提出を求める。低入札価格入札者が提出した低入札価格調査票において、「いいえ」に該当する項目が無い場合、当該低入札価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされるものと認め、「いいえ」に該当する項目がある場合は、次項に基づく調査を実施するものとする。

2 前項の調査において「いいえ」に該当する項目がある場合は、低入札価格入札者に対し、契約内容に適合した履行ができるかどうかを確認するため、次の各号に掲げる事項について、調査を実施するものとする。

ア 当該価格により入札した理由及び入札価格の内訳

イ 入札対象工事に関連する手持ち工事の状況

ウ 入札対象工事場所と入札者の事業所、倉庫等の関連(地理的關係)

エ 手持ち資材の状況

オ 資材購入先及び購入先と入札者との関係

カ 手持ち機械数の状況

キ 労務者の具体的供給見通し

ク 産業廃棄物の搬入費用及び搬入先

ケ 過去に施工した公共工事名及び発注者

コ 経営内容

サ 本企業団発注工事の成績状況

シ 経営状況

ス 信用状態

セ その他必要な事項

- 3 契約担当者は、必要に応じて、最高評価値者である低入札価格入札者に対し、別添「低入札価格調査資料作成要領」に示す様式の提出を求める。

ア 提出を求める調査票等

提出を求める調査票等は、「低入札価格調査資料作成要領」に定めるところとする。
なお、調査票等の追加及び差し替えは認めない。

イ 提出期限

提出期限は、提出を求めた日から原則 5 日以内（福岡地区水道企業団の休日を定める条例（平成 2 年 12 月 22 日福企条例第 4 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を含む。）かつ契約担当者等が指定した日時までとし、期限を過ぎた場合は受領せず落札者としな
い。なお、第 1 項に規定する低入札価格調査票は、開札日の翌日（その日が前述の休日
に当たるときは、その日以後において最初の休日でない日）の午後 3 時までとする。

ウ その他

調査票等に不足、不備があった場合、提出期限までに調査票等が提出されなかった場
合、又は調査票等が別紙「低入札価格調査票に係る入札無効要件」で定めるいずれかの
内容に該当する場合、契約担当者は調査対象者に対し、落札者とし、旨を通知し、調
査対象者に対する調査を終了する。

（調査結果の審査）

- 第 8 条 契約担当者は、調査結果（前条第 1 項の当該契約の内容に適合した履行がされるも
のと認められる場合を除く。）を、福岡地区水道企業団契約事務取扱要綱第 3 条に定める
入札参加者資格審査委員会（以下「委員会」という。）の長に報告し、契約の適否につい
ての意見を求めなければならない。

- 2 前項により意見を求められた委員会の長は、委員会を招集して調査結果を審査し、その
結果を契約担当者に通知するものとする。ただし、委員長が急施を要し委員会を招集する
暇がないと認めるときは、過半数の委員に回議し、委員長が決裁することをもって会議に
代えることができる。

（落札者の決定等）

- 第 9 条 委員会が契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、契約担当者は、最
高評価値者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知す
るものとする。

- 2 委員会が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、最高評
価値者を失格（落札者とし、ない者）とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込
みをした他の者のうち評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。

ただし、次順位者が調査基準比較価格に満たない価格での入札を行った場合に当たっ
ては、第 7 条の調査及び第 8 条の審査をした上で、落札者とするかどうか決定するものと
する。

- 3 契約担当者は、最高評価値者を第 5 条第 1 項の規定に基づき失格としたとき、又は前項

前段の規定に基づき失格（落札者とししない者）としたときは、最高評価値者に失格とした旨を通知する。

- 4 次順位者が調査基準比較価格を上回った価格で入札した場合は、次順位者を落札者とする旨を次順位者に通知し、他の入会者全員にもその旨通知するものとする。
- 5 次順位者が調査基準比較価格を下回った価格で入札した場合は、第6条以降の手続きを順次行うものとする。

（調査結果の概要等の公表）

第10条 調査結果の概要等については、落札決定後、速やかに公表するものとする。

（契約締結の条件）

第11条 調査基準価格を下回った価格で契約する場合は、次の事項を条件とする。

- 一 契約書に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。
- 二 契約書に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。
- 三 予定価格が5億円以上の工事においては、契約書に規定する主任技術者又は監理技術者とは別に、入札説明書等に明示した入札参加資格要件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

（調査基準比較価格を下回って落札した者が、特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員が増員配置技術者を配置するものとする。）

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者及び監理技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとする。

- 四 予定価格が5億円未満の工事においては、主任技術者又は監理技術者は専任で配置すること。（現場代理人との兼務は認めないものとする。）
- 2 契約担当者は、入札公告等において前項の事項を明記し入札参加者に周知するものとする。

（附則）

この要領は、平成30年11月20日から施行し、施行日以後に公告を行うものとする。

（附則）

この要領は、令和2年9月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものとする。

（附則）

この要領は、令和7年2月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものとする。

（附則）

この要領は、令和7年11月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものとする。

別紙

低入札価格調査資料に係る入札無効要件

	類型	No.	入札を無効とする場合
1	未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む)	(1)	資料の全部又は一部が提出されていない場合
		(2)	求められた資料とは無関係な書類である場合
		(3)	他の工事の資料である場合
		(4)	白紙である場合
		(5)	資料が特定できない場合
		(6)	他の入札参加者の様式等を入手し、使用している場合
2	記載すべき事項が欠けている場合	(1)	求められた資料の全部又は一部が記載されていない場合
		(2)	入札説明書並びに設計図書及び仕様書等に指定された項目を満たしていない場合
		(3)	工事費内訳書に違算がある場合
3	添付すべきでない書類等が添付されていた場合	(1)	他の工事の関係資料等、無関係な資料が添付されていた場合